

平成31年度
事業計画書

公益財団法人 柔道整復研修試験財団

2019 年度(平成 31 年度)事業計画書

1 第 28 回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第 13 条の 3 の規定に基づく指定試験機関として、同法第 10 条の試験事務を行う。

- (1) 試験実施日 2020 年(平成 32 年)3 月 1 日(日) 予定
- (2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、
広島県、香川県、福岡県及び沖縄県を予定。

2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第 8 条の 2 の規定に基づく指定登録機関として同法第 6 条の登録事務及び免許証の交付等の事務を行う。

3 柔道整復師国家試験改善の検討

柔道整復師の更なる質の向上を目指すとともに、国民に信頼される柔道整復師の資格を付与していくため、柔道整復師国家試験改善検討委員会において国家試験改善の検討を引き続き行う。

また、国家試験問題に関する事後評価の必要性についても検討を行う。

4 柔道整復師国家試験出題基準の改定

柔道整復師国家試験改善検討委員会の中間報告書をもとに、出題基準検討委員会において必修問題等の出題範囲を検討し、平成 29 年度に一次改訂を公表した。

引き続き、新カリキュラムに対応した出題範囲を検討し、2020 年(平成 32 年)3 月末までに二次改訂の公表を行う。

5 認定実技審査の実施

(1) 認定実技審査員の派遣

柔道整復師養成施設指導ガイドライン(旧柔道整復師養成施設指導要領)に基づく実技能力の審査のため、該当校に審査員を派遣する。

なお、平成 30 年度より導入した柔道整復実技の 2 ステーション制を引き続き実施し、派遣計画等は認定実技審査委員会で検討する。

1) 審査日(予定) 計 7 日間

2019 年(平成 31 年)10 月 27 日(日)、11 月 3 日(日・祝)、11 月 4 日(月・祝)、
11 月 9 日(土)、11 月 10 日(日)、11 月 17 日(日)、12 月 1 日(日)

2)場 所 受審者が所属する各養成施設 94校

3)審 査 料 6,000円

再審査料 6,000円

(柔道整復実技、柔道実技のどちらか一方の場合は3,000円)

4)認定実技審査(2ステーション制)のデータ収集

2ステーション制移行に伴い審査の信頼性、妥当性を検証するためアンケート等のデータ収集を行う。

(2) 新規認定実技審査員の資格取得者の要件について

認定卒後臨床研修指導柔道整復師の実技審査は学校養成施設を卒業後に当財団が平成17年度以降実施している卒後臨床研修が未修了であるものの、卒後臨床研修の指導に熱意を有する者に卒後臨床研修修了者と相同の資格を付与し、臨床研修認定施設の認定要件補填のために発足した制度であるが、卒後臨床研修制度の廃止に伴い、今後は、認定実技審査員の資格取得講習会受講要件の充足を目的として実施する。

次回の認定実技審査員資格取得講習会に合わせ、2019年度(平成31年度)中に実技審査の内容を検討し、2020年度(平成32年度)に実施する予定である。

6 〈卒後研修〉柔道整復師施術管理者研修会の実施

平成30年4月から柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の届出の際に実務経験と施術管理者研修の受講が要件となった。

施術管理者研修は、16時間以上2日程度の受講が必要であり、施術管理者として適切な保険請求を行うとともに質の高い施術を提供できることを目的とし、厚生労働省から当該研修「登録研修機関」の指定を受け、(公社)日本柔道整復師会、(公社)全国柔道整復学校協会及び(一社)日本柔道整復接骨医学会の協力の下、当財団が研修会を実施する。

なお、受講者管理研修レポート、アンケート等の収集及び解析のための受講者管理システムを構築し、且つ、データ(PDF)化して保存する。

(1) 研修実施日 2019年(平成31年)4月～2020年(平成32年)3月

(2) 開催回数等 全国30か所程度

(3) 受講者数 4,000名程度

(4) 受講料 20,000円

7 柔道整復師卒後臨床研修について

柔道整復師として医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる施術技術の修得、幅広い知識と高度な技術の修得等を

通じ資質の向上を図ることとして平成17年4月から実施し、平成29年度で廃止したところであるが、研修を修了した柔道整復師の修了認定及び修了者を財団ホームページ上で公開する。

8 財団職員の研修参加について

財団業務が複雑多様化し、業務も種々増加していることから、職員の専門的知識の習得を目的とした研修への参加を促進し、スキルアップを図る。